

令和4年度「県内ホテルにおける県産農林水産物利用促進事業」 企画提案仕様書

1 業務名

令和4年度「県内ホテルにおける県産農林水産物利用促進事業」に係る業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月10日まで

3 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額2,008,600円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

注「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ① 人件費
- ② 直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）
- ③ 一般管理費（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする
- ④ 消費税

※各費目の内訳や積算根拠を明記すること。

4 事業目的

県では「第4次沖縄県地産地消推進計画」に基づき、地域で生産された農林水産物を地域で消費する「地産地消」運動を全県的に展開し、農林水産物の生産と消費の拡大に向けた様々な取組みを推進している。

県産農林水産物の需要拡大が見込まれる施設である県内ホテルにおける県産食材の利用状況を把握し、今後の施策立案につなげるため調査を実施する。また県内ホテルに県産農林水産物のマッチングの取組や、利用促進につながる情報発信を実施することにより、県内ホテルにおける県産農林水産物の利用促進を図る。

5 委託業務内容

(1) 県内ホテルにおける県産農林水産物利用状況調査

県内ホテルにおける県産農林水産物の利用量調査及びアンケート調査の実施。

※ 調査対象のホテル選定（地区、規模等）、調査方法（郵送、電子等）等は提案事項とする。

ア 調査対象、調査件数

① 調査対象：飲食店施設を有する県内ホテル

② 回収件数：40 件以上

※ 調査結果の精度向上のため、前年度に回答があったホテルを含め、回収件数を増やす方法を検討すること。

イ 利用量調査

利用量及び価格の調査を実施する。

① 野菜 23 品目

小松菜、カラシナ、チンゲンサイ、ホウレンソウ、キャベツ、ゴーヤー、キュウリ、トマト、ピーマン、とうがん、さやいんげん、オクラ、へちま、パイヤ、カボチャ、モーウイ、にんじん、じゃがいも、大根、玉ねぎ、きのこ類、冷凍野菜、その他野菜

② 果実 5 品目

かんきつ類、パインアップル、すいか、マンゴー、その他果物

③ 畜産物 6 品目

牛肉、豚肉、鶏肉、卵、牛乳、その他畜産物

④ 水産物 6 品目

もずく、アーサ、ソデイカ、マグロ、その他魚類、その他水産物

⑤ 上記以外の任意の品目。※提案事項とする。

ウ アンケート調査

県産農林水産物の利用拡大に向けて、調査対象施設の食材調達担当者等に対してアンケート調査を実施する。

※ 地産地消に関する取組、意識、課題、要望等が分かるような調査項目とし、調査項目は提案事項とする。

以下の項目を必須項目とする。

① 各施設における地産地消の取組について

② 県産食材を用いたメニューの開発の実施について

③ 食材の仕入元（業者、直売所、量販店、農林漁業者等）

④ ホテル等で県産にこだわる食材について（自由記入）

(2) 県内ホテルに向けた県産農林水産物のマッチング

ア 県産農林水産物のマッチングのため、マッチング希望事業者を募ること。

イ マッチングを希望する県内ホテルに対し、県産農林水産物のPR及び利活用方法の提案を行い、食材サンプルを提供する等してマッチングを行うこと。

マッチング希望事業者以外においても、アンケート結果から県産食材利用に積極的なホテルにマッチングの提案を行うこと。

ウ 提案する品目は、ホテル側の意向を踏まえ、生産者等と調整し、継続的な取引に繋がる品目を提案すること。

エ マッチングの取組状況、ホテル側の反応や顕在化した課題等を整理し、今後ホテルにおいて県産農林水産物の利用が促進するための提案を行うこと。

オ 提案品目が実際にホテルで提供された場合は、現地の状況等を記録し報告すること。

※ マッチング予定の食材（2品以上）については、提案事項とする。

(3) 県内ホテルに対する情報発信（3回以上）

県内ホテル事業者に対し、県産農林水産物の利用促進に資する情報を提供すること。

（情報例）

- ・ 観光客が宿泊先で提供される料理等に地元食材を求めている等のレポート
- ・ 宿泊施設における、地元食材を使った集客事例等
- ・ 県内外ホテル等における、地元食材を使ったコース料理等を活用し、差別化を図っている事例など

※ 提供する内容、方法については提案事項とするが、アンケート調査に協力したホテルを含め、できるだけ県内ホテル等に幅広く発信すること。

※ 提供する情報等については、事前に情報元に対して使用の許可をとること。

(4) 事業報告書の提出

次のとおり印刷製本された報告書等を作成する。

ア 県産農林水産物利用状況調査（ホテル）（カラーA4版）：80部

※ 調査対象としたホテルへ調査報告書を配布し、残りを県に提出すること。

イ 事業報告書（A4版）及び報告書の概要版（カラーA4版）各10部

ウ 上記報告書を記録した電子記録媒体を1部提出すること。

6 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である沖縄県に帰属する。

7 再委託に関する取扱い

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、契約金額の50%を超える業務、又は委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務の履行を第三者に再委託することはできない。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の業務については事前の承認を要さない。

ア 資料の収集・整理・複写・印刷・製本

イ 原稿・データの入力及び集計

(3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

8 その他

(1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。

(2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。

(3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。

(4) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

(5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情によって変更することがある。

(6) 本事業の業務実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を十分に講ずることとする。